

中部管区行政評価局では、行政上の課題の解決を目指し、日々の業務（関係機関・団体からのヒアリング、行政相談等）の中で地域の課題に関する情報を収集し、必要に応じて関係機関等に提供しています。

この度、当局の**行政相談窓口「きくみみ」**^{※1}で受け付けた事案を端緒に情報収集を行い、関係機関に情報提供しました。

行政相談マスコット
ご当地「キクーン」



戸籍謄本等の第三者請求について

～市町村ホームページ上の適切な記載を中心として～

① 情報収集の端緒

当局の行政相談窓口「きくみみ」では、次のような相談を受けました。

相続手続を目的とした戸籍謄本の**第三者請求**^{※2}を二つの市役所に行った。

A市役所では利用目的を説明することで**交付してもらえた**が、**B市役所**では当該戸籍の直系親族等からの**委任状の提出**を求められた。

同じように請求したにもかかわらず、なぜ市役所により対応が異なるのか？^{※3}



当局管内6県^{※4}の「きくみみ」では、過去3年間に、上記のような**権利行使等を目的とした第三者請求として請求したにもかかわらず市役所の窓口で円滑に手続ができなかったとする相談が5件ありました。**

【制度の概要】 戸籍法上、自己の権利行使又は義務の履行を目的とする場合には、第三者であっても戸籍謄本等の交付を請求できます。その際に委任状の提出は必要とされていません。



また、次のような**正当な請求であることを確認してくれているのか心配する相談も2件ありました。**

兄弟が**私に断りなく私の戸籍謄本を取得している**ことが分かった。兄弟が私の戸籍謄本を取得しても問題ないのか？^{※3}

【制度の概要】 戸籍法上、第三者は、**権利又は義務が発生する原因となった具体的な事実やその内容の概要等を明らかにして交付請求をしなければなりません。**この場合、正当な請求であることを確認するため、**本人確認資料**のほか、必要に応じて**疎明資料**の提出が求められることがあります。

※1 「きくみみ」は、当省の行政相談窓口の愛称です。

※2 戸籍に記載されている者以外の者（第三者）による権利行使等を目的とした請求です。代理人による請求とは異なります。

※3 個別の行政相談事案としては、その都度あっせん等を行い解決済みです。

※4 中部管区行政評価局管内の6県（愛知、岐阜、三重、静岡、石川、富山）

② 情報収集を通じて分かったこと（市町村）

当局が、名古屋法務局管内の全市町村（5県^{※5}159市町村）のホームページにおける戸籍謄本等の請求方法の案内を確認したところ、次のことについて、説明や案内が適切に行われていないと考えられる記載がみられました。^{※6}

◇ 交付請求における委任状の提出等についての案内

(1) 自己の権利行使等を目的とする場合には、委任状の提出は不要であること。

◇ 交付請求において申請者が明らかにする必要がある事項についての案内

(2) 権利又は義務が発生する原因となった具体的な事実やその内容の概要等を明らかにして交付請求をしなければならないこと。

(3) 上記の場合、正当な請求であることを確認するため、本人確認資料のほか、必要に応じて疎明資料の提出が求められることがあること。

※5 名古屋法務局管内6県のうち、当局管内の5県（愛知、岐阜、三重、石川、富山）

※6 [市町村ホームページにおける上記②（1）から（3）に該当する事例は、別添「事例一覧」参照](#)

クリック

③ 情報収集を通じて分かったこと（名古屋法務局）

名古屋法務局^{※7}では、令和4年度に管内市町村^{※8}に対して、「市区町村のホームページにおける戸籍謄本等の第三者請求に関する記載が適切でない場合は、これを適切な記載に改める」こと等の助言を行っています。

※7 戸籍に関する事務は市町村長が管掌する第一号法定受託事務であり（戸籍法第1条）、法務局長又は地方法務局長は、戸籍事務の処理に関し必要があると認めるときは、市町村長に対し、助言等を行うことができます（同法第3条第2項）。

※8 名古屋法務局管内の愛知県内全市町村（名古屋市16区を含む。）に対して、ホームページを作成するに当たって参考となる資料（[法務省作成の「戸籍のABC」](#)）を提示する事務連絡の発出などが行われています。

クリック

④ 名古屋法務局等に情報提供



令和6年4月から、これまで任意とされていた相続登記の申請が義務化され、これまで以上に戸籍を確認する必要性が高まります。

このため、名古屋法務局が行っている上記③の取組に資するよう、同局に情報収集を通じて分かったことを情報提供しました。（上記「※6」の別添「事例一覧」参照）

また、同様の事例が他の市町村ホームページにおいても確認できることから、同局を通じて、法務省本省にも情報提供を行いました。これを受け同省では、法務局・地方法務局を通じて全国の市区町村に対してホームページの記載の適正化について改めて周知するとともに、点検を依頼し、適切な案内となるよう助言を行うこととしています。

その他（市町村の記載例）

当局が戸籍謄本等の交付件数が多いと考えられる市町村にヒアリングしたところ、「ホームページでは、その構成上、**あまり多くの情報を記載することは困難**」、「**不正取得防止策としてどのような対応をすればよいのか分からない**」というような声が聞かれました。



上記に関連して、市町村のホームページを確認したところ、次のような説明や案内などを行っている市町村もみられました。

◇ 交付請求における委任状の提出等についての案内

- 法務省ホームページ「**戸籍のABC**」に書かれている内容を参考に記載したり、同省のホームページにリンクを貼っている。

◇ 交付請求において申請者が明らかにする必要がある事項についての案内

- 必要な疎明資料を具体的に記載している。
例：・死亡した債務者の相続人を特定する場合は、契約書の写し、死亡記載のある住民票の除票等
・兄弟姉妹の戸籍を請求する場合は、申請者自身との関係が分かる戸籍等

上記のほか、戸籍謄本等の交付案内において、**本人通知制度**^{※9}を導入していることを表明している例もありました。

※9 戸籍などの証明書の不正取得により、個人の権利が侵害されることを防止、抑止するため、第三者などに証明書を交付した場合に、事前に登録した者に交付した事実を通知・証明する制度です。法律に基づくものではなく、市町村が独自に要綱等を定めて実施しています。

本人通知制度には、事前に登録する制度のほか、他人が戸籍謄本等を不正取得した場合に、不正取得された本人にその旨を通知する制度などもあります。

法務省ホームページ「**戸籍のABC**」に書かれた内容を参考に記載している例もあるんだね。



総務省 中部管区行政評価局
第3評価監視官室 森川、村山、池谷
TEL: 052-972-7429